

喜多方市中小企業賃上げ緊急一時支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰及び最低賃金引上げにより影響を受ける市内の中小企業等に対して、その影響緩和と雇用維持を図るため、福島県中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金募集要項（令和8年2月12日制定）に基づく助成金（以下「県助成金」という。）の助成を受けた事業者に対し、予算の範囲内で喜多方市中小企業賃上げ緊急一時支援交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、喜多方市補助金等の交付に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 交付金の対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に本社又は営業所（個人事業主にあつては住所）を有する者
- (2) 県助成金の交付決定を受けた者
- (3) 市税を滞納していない者

(交付金の額)

第3条 県助成金の賃上げの対象となる従業員のうち、市内の事業所に勤務する従業員（以下「対象従業員」という。）1人につき、1万円を交付するものとする。

- 2 前項で定める対象従業員は、交付金の交付の申請後においても市内事業所において雇用し、賃上げ後の賃金水準以上を1年以上継続する見込みがある者に限る。

(交付申請)

第4条 交付金の交付の申請をしようとする事業者は、令和8年6月30日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 喜多方市中小企業賃上げ緊急一時支援交付金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）（以下「申請書等」という。）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、交付金の交付を決定したときは、中小企業賃上げ緊急一時支援交付金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、交付金を交付しないことを決定したときは、中小企業賃上げ緊急一時支援交付金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付額の確定等)

第6条 前条第1項の場合において、その交付の決定の内容が申請書等の内容と同一であるときは、当該申請書等は規則第13条の規定による報告とみなすことができるものとし、市長は、当該交付の決定に合わせて、当該報告に基づき交付すべき額を確定し、交付金を支出することができるものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、次に掲げる事実が発生した場合は、交付金の交付の決定を取り消し、既に交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 県助成金の交付決定を取り消されたとき

(2) 虚偽その他の不正な手段により交付金の交付を受けたとき

(交付金の交付請求)

第8条 交付金の決定を受けた事業者は、中小企業貸上げ緊急一時支援交付金交付請求書(様式第4号)により交付金の交付を請求するものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第9条 交付金の交付を受けた事業者は、交付金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類(以下「会計帳簿等」という。)を整備し、交付金の交付決定日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておくとともに、市長等から求めがあった場合には、速やかに会計帳簿等を提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた手続、その他の行為については、手続、その他の行為の完了の日まで、なおその効力を有する。

第1号様式（第4条関係）

喜多方市中小企業賃上げ緊急一時支援交付金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

喜多方市長 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は法人名

代表者氏名

電話番号

下記のとおり中小企業賃上げ緊急一時支援交付金の交付を受けたいので、喜多方市中小企業賃上げ緊急一時支援交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定により申請します。

記

1 交付申請額

対象従業員数（A）※	交付単価（B）	交付申請額（A×B）
人	10,000 円	円

※福島県中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金（以下「県助成金」という。）における賃上げ対象従業員のうち、**喜多方市内の事業所に勤務する従業員数**

2 誓約事項

- 交付金の算定の対象となる従業員を申請日から1年以上継続して雇用する意思を有しています。
- 要綱第7条の規定による交付決定の取消しを受けた場合は、速やかに当該交付金の返還に応じます。
- 要綱第9条に基づき、関係書類の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じます。
- 必要に応じて福島県へ県助成金の助成状況（申請内容、助成額等）を照会することに同意します。

※すべての項目を満たさない（チェックが無い項目がある）場合は、交付金を交付できません。

3 添付書類

- 県助成金の助成（支給）決定通知書の写し
- 県助成金の賃上げ対象従業員一覧の写し
※市内の事業所に勤務する従業員が特定できるようにしてください。
- 対象従業員が市内事業所に雇用されていることが確認できる書類（労働条件通知書や被保険者台帳等）の写し
- 市税納税証明書（令和6年度及び令和7年度分の全税目）
- 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

第2号様式（第5条関係）

喜多方市指令商観第 号

申請者
住所又は所在地
氏名又は法人名

喜多方市中小企業賃上げ緊急一時支援交付金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった喜多方市中小企業賃上げ緊急一時支援交付金については、次のとおり交付を決定したので、同交付金交付要綱第5条の規定より通知します。

令和 年 月 日

喜多方市長

交付額	
交付条件	<ol style="list-style-type: none">賃上げ後の賃金水準以下に変更又は賃金支給の中止が生じた場合は、速やかに市に協議又は報告すること交付金の交付決定後、市長が必要に応じて行う交付金に係る調査について、協力に応じること交付金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度から起算して5年間保存すること虚偽若しくは不正な手段により交付金の交付を受け、又は受けようとしたと認められたときは、この交付金の交付決定を取り消し、若しくは変更し又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を求めることがあること

商観第 号
年 月 日

様

喜多方市長



喜多方市中小企業貸上げ緊急一時支援交付金不交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった喜多方市中小企業貸上げ緊急一時支援交付金については、下記の理由により交付しないことと決定したので、同交付金交付要綱第5条第2項の規定より通知します。

記

理由	
----	--

第4号様式（第8条関係）

喜多方市中小企業貸上げ緊急一時支援交付金交付請求書

令和 年 月 日

喜多方市長 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は法人名

代表者氏名

電話番号

下記のとおり交付決定のあった喜多方市中小企業貸上げ緊急一時支援交付金について、交付して下さるよう請求します。

記

1 交付決定年月日及び番号

令和 年 月 日付け 喜多方市指令商観第 号

2 請求額

交付決定額	円
請求額	円

3 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※振込先口座の通帳の写しを添付すること。